

第3部 米子市障がい者計画

※修正、追加部分のある箇所のみ詳細を記載

1 概要

2 計画期間

平成 27 年度から令和 5 年度までの 9 年間
→ 令和 6 年度から令和 14 年度までの 9 年間

3 基本的な考え

(概要)

(1) 地域社会における共生

(2) 差別の禁止

平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。

障がいを理由として、差別すること、その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を取り除くための合理的配慮の提供についても規定されました。

今後、差別的取扱いの禁止と合理的配慮の実効性を確保していくことが必要です。

特に、この「障害者差別解消法」に基づき、令和 6 年 6 月以降、民間企業においても合理的配慮の提供が義務付けられることとなります。障がいを理由とする差別の禁止について、あらゆる分野で啓発が必要です。

4 基本的な視点

(1) 障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保

障害者権利条約の「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」（Nothing about Us Without Us）の考えの下、「インクルージョン」を推進する観点から、障がいのある人を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、障がい者施策の検討及び評価に当たっては、障がいのある人が意思決定過程に参画し、障がいのある人の視点を施策に反映するよう目指します。

条約の締結国として、国全体や県の動向、対応を踏まえながら、障がいのある人に対する支援の向上について、必要な取組を速やかに実施します。

(2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念

等の社会的障壁の除去に努めることにより、障がいのある人の社会への参加を実質的なものとし、障がいの有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるように、障がいのある人のアクセシビリティ¹ 向上の環境整備を目指します。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障がい者による情報の取得及び利用、意思疎通に係る施策を充実させ、障がいのある人が必要とする情報に円滑にアクセスできるよう、情報アクセシビリティの向上を一層推進します。

また、障がいを理由とする差別は、障がいのある人の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与えるものであるため、障害者差別解消法及び障害者雇用促進法に基づき、障がい者差別の解消を目指します。

(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

(4) 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

5 分野別の取組

(1) 安心・安全な生活環境の整備

【基本的な考え】

【取組方針】

① 住宅の確保

○障がいのある人をはじめ高齢者や一人親家庭、生活困窮者等の住宅確保要配慮者への支援のため、庁内の福祉部門と住宅部門との連携のもと、令和3年度から家賃低廉化事業を実施しました。今後、行政だけでなく相談支援事業所や不動産事業者との連携を目的に、米子市居住支援協議会の設置を検討します。

② 移動しやすい環境の整備

③ アクセシビリティに配慮した施設の推進

④ 障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

⑤ あいサポート運動等の推進

¹ アクセシビリティ／施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

(2) 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

【基本的な考え】

【取組方針】

① 情報提供の充実

- 市の広報誌の点字版や音声版の配布を行うとともに、市の公式ホームページに「やさしい日本語」変換ツールを導入するなどのウェブアクセシビリティ²の確保を図り、身体に障がいのある人、高齢者、パソコンの操作に不慣れな人など、だれもが使いやすく、必要な情報を入手しやすいホームページづくりを進めます。

② 意思疎通支援の充実

- 平成31年3月に施行した「米子市手話言語条例」に基づき、手話言語に対する理解及び普及をはじめとする具体的な各種施策の推進に一層努力し、障がいの有無に関わらずすべての市民が共生できる地域社会の実現を目指します。

③ 行政情報のアクセシビリティの向上

- 障がいのある人を含むすべての人が利用しやすい行政情報の提供の充実に取り組み、障がいのある人自身が確認できるよう、手話言語、点字、音声、拡大文字等での情報提供を行います。

【拡充】

- 令和4年に施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障がい有無を問わず誰もが同じように情報を受け取ることができる環境整備に向けた取組を行う必要があります。その際には、視覚、聴覚（電話リレーサービスの充実など）だけでなく、知的や発達、高次脳機能がいなどにより意思疎通に支障がある方に対する情報提供の方法についても充実させていく必要があります。

² ウェブアクセシビリティ／誰もがウェブサイト等で提供される情報や機能を支障なく利用できること。

(3) 安心・安全のための防災、防犯等の推進

【基本的な考え】

【取組方針】

① 防災対策の推進

○障がいのある人が自らの避難行動をまとめた「マイ・タイムライン」の作成を促進するとともに、避難行動要支援者の個別避難計画の作成及び継続的な見直し、サービス等利用計画書に災害時の対応を盛り込むなどの取組を推進し、障がいのある人個々の支援につながるよう取り組みます。

② 緊急通報・避難体制の整備

③ 防犯対策の推進

【新規】

○東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進

・各地域の復興施策の企画・立案に障がい当事者や家族等の参画を促進

(4) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

【基本的な考え】

【取組方針】

① 障がいを理由とする差別の解消の推進

○障害者差別解消法、あいサポート条例、米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例に基づき、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、障がいのある人に対する合理的配慮の提供がなされることで、障がいを理由とする差別がなくなるよう、市民や事業者への啓発や広報活動を行います。

令和6年6月に合理的配慮の提供が民間企業においても義務化されるため、あいサポート研修だけでなく、あらゆる方法での啓発を行います。

② 権利擁護の推進と虐待の防止

○障害者虐待防止法に基づき、「米子市障がい者虐待防止センター」を障がい者支援課内に設置し、障がい者虐待にかかわる相談に応じるとともに、県が行う指導監査とも連携して、障がい者虐待の未然防止の取組を進めます。

(5) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

【基本的な考え】

【取組方針】

① 意思決定の支援

② 相談支援体制の構築

- すべての障がいのある人が、必要とするサービスを適切に利用できるよう、サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業者や相談支援専門員の増加のために、新規に事業所を立ち上げたり、相談支援専門員の増員を行った事業所に対して、県と協調して補助を行うなど、計画相談支援の提供体制の充実に努めます。
- 地域のあらゆる人が役割を持ち、いきいきと活躍できる「地域共生社会」の実現を視野に入れ、地域住民や地域に関わる多様な主体が世代や分野を超えて協働する取組を進めていくため、「重層的支援体制整備事業³」を実施、その一つの取組として令和4年4月、総合相談支援センター「えしこに」を開設し、地域課題の解決に向けた地域力の強化と、包括的な相談支援体制の構築に一体的に取り組んでいきます。

③ 地域移行支援、在宅サービス等の充実

④ 障がいのある児童及び家族に対する支援の充実

⑤ 障がい福祉サービス等の質の向上等

⑥ 障がい福祉を支える人材の育成・確保

【新規】

- 福祉用具その他アクセシビリティ向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- ・良質な福祉用具の供給による利用者の利便性の向上のため、情報提供などにより障がいのニーズや時代に応じた福祉用具の普及を促進

³ 重層的支援体制整備事業／市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業。社会福祉法に基づき令和3年4月に創設された。

(6) 保健・医療の推進

【基本的な考え】

【取組方針】

① 精神保健・医療の適切な提供等

② 保健・医療の充実等

○障害者総合支援法に基づき、障がいのある人の心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、医療費（自立支援医療費（更生医療、育成医療、精神通院医療））の助成を行うとともに、特別医療費制度の適切な給付を行います。[この取組として、令和3年度から精神障害者保健福祉手帳2級、3級の方へ本市独自の特別医療制度を開始しました。今後も継続して医療費の負担軽減を図ります。](#)

③ 難病に関する保健・医療の推進

④ 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

⑤ 新型コロナウイルス感染防止への取組

- 新型コロナウイルス感染症への対応として、感染者数を抑えること、医療提供体制や社会機能を維持することを基本とし、[継続して](#)県や関係機関と連携して取り組みます。
- コロナ禍にあっても、障がいのある人が継続して障がい福祉サービスを受けることができるよう、事業所への支援を行うなどサービス提供体制の維持に向けた取り組みを進めます。

【新規】

- 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進
 - ・医薬品、医療機器の開発促進のため、研究開発の支援を推進
 - ・障がい者の生活機能全体の維持、回復のため、リハビリテーション技術の開発を推進
- 保健・医療を支える人材の育成・確保
 - ・障がい者にとって必要な地域の保健・医療・福祉事業従事者の確保と資質の向上を図る

(7) 行政サービス等における配慮

【基本的な考え】

【取組方針】

- ① 職員研修の実施
- ② 窓口等における配慮
- ③ 選挙等における配慮

【新規】

- 司法手続等における配慮等
 - ・被疑者・被告人となった障がい者に対する意思疎通の面などでの適切な配慮
 - ・地域生活定着支援センター等との連携のもと、出所後の適切な支援に努める
- 国家資格に関する配慮等
 - ・各種国家資格取得の際、障がい者に不利が生じないように、試験実施に置いて合理的配慮の提供を行う。また、相対的欠格条項について検証、見直しを行う

(8) 雇用・就業、経済的自立の支援

【基本的な考え】

【取組方針】

- ① 総合的な就労支援
- ② 経済的自立の促進
- ③ 障がい者雇用の促進
- ④ 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業機会の確保
- ⑤ 福祉的就労の底上げ

○障がい者就労施設等で製作した製品等の販売を行う福祉の店の運営支援、[市職員や来庁者へのPRなどの](#)利用促進を継続して行います。

(9) 教育の充実

【基本的な考え】

【取組方針】

- ① 学校教育の充実
- ② 教育環境の整備
- ③ 生涯学習の充実
- ④ 障がい及び障がいのある人への理解の促進

【新規】

○高等教育における障がい者学生支援の推進

- ・高等専門学校、短大、大学などが提供する様々な機会において、障がいのある学生が障がいのない学生と平等に参加できるよう、合理的配慮を含めた必要な配慮、施設のバリアフリー化を促進

(10) 文化芸術活動・スポーツに親しむための支援

【基本的な考え】

【取組方針】

① 文化芸術活動への支援

② スポーツに親しむための支援等

- 障がいのある人のスポーツによる体力増強や交流については、米子市中心身障害者福祉センター及び米子サン・アビリティーズにおいて、多様な障がい者スポーツの普及に取り組んでいます。
- 障がいのある人はもとより、障がいの有無に関わらず、スポーツに親しむことができるよう、市の体育施設等について、障がいに配慮した環境の整備を進めます。この取組の一環として、現在新築に向けて動いている米子新体育館について、障がいのある方にとって利用しやすい施設とする水準設定を設けるなど、環境整備に向けた取組を行っています。

【新規】

(11) 国際社会での協力・連携の推進

- 国際社会に向けた情報発信の推進等
- 国際的枠組みとの連携の推進
- 政府開発援助を通じた国際協力の推進等
- 障がい者国際交流等の推進